

※提案内容に応じて覚書締結前に項目の加筆修正を行う場合があります。

(案)

夏季休業期間における岡山市立放課後児童クラブへの昼食提供（試行）事業に関する覚書

岡山市（以下「甲」という。）及び（以下「乙」という。）は、次のとおり 夏季休業期間における岡山市立放課後児童クラブへの昼食提供（試行）事業に関する覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

(目的)

本覚書は夏季休業期間における岡山市立放課後児童クラブへの昼食提供（試行）事業を適正に実施するために必要な事項を定めるものである。

(実施期間)

「仕様書」のとおり。

(事業概要)

「仕様書」のとおり。

(実施場所)

「仕様書」のとおり（選定エリア：●区●）。

(代金)

代金は、1食 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

（※おかずのみ等を選択でき、代金が異なる場合はすべて記載）

(代金の徴収等)

代金の徴収（還付や滞納整理を含む。）については、乙とサービスの利用者の間で行い、甲は関与しない。

(遵守事項)

乙は、事業を実施するに当たっては、労働関係諸法、その他関係法規を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負う。

(解除権)

甲は、乙が事業の履行を拒絶する意思を明確に表示したときは、本覚書を解除することができる。

(守秘義務)

乙は、事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本覚書の期間終了後

※提案内容に応じて覚書締結前に項目の加筆修正を行う場合があります。

及び解除後も、同様とする。また、契約時点でサービス利用者と同意した乙保有の個人情報保護に関する方針に則って適切な個人情報保護措置を講じなければならない。

(報酬)

本事業に関する甲から乙への報酬は発生しない。

(その他)

本覚書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して、これを定める。

上記事業について、甲と乙は、各々の対等な対場における合意に基づいて、公正な覚書を締結する。この覚書の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
代表者 岡山市長 大森 雅夫

乙